

在宅医療DX情報活用加算

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、在宅医療DX情報活用加算について以下の通り対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っています
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、質の高い診療を提供するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行っています
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制の導入を今後予定しています
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、ポスター掲示、お声がけを行っています

上記の体制により、在宅医療DX情報活用加算を月1回に限り11点を算定しています。